

平成24年度環境省調達改善計画

環境省では、平成22年度において公共工事等63億円、物品・役務等677億円の計740億円規模の調達を行ったところだが、平成24年度にあつては東日本大震災の復興対策に係る事業の増加等に伴い、調達規模が拡大することが見込まれているところである。

このような状況下において、より重要となる調達の適切性、透明性及び競争性の確保に努めるとともに、多様な調達手法等の活用や事務の効率化等により調達コストの削減を図るため、以下のとおり計画を策定し、調達の改善に取り組むものとする。

これにより、平成24年度の調達は、除染、がれき処理、放射能等の東日本大震災の復旧・復興対応に係る事業を除き、平成23年度と比し5%程度の削減を目指す。

1. 調達改善の取組内容

(1) 重点的に取組む分野

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
執務室の新設等に係る調達	組織改編に伴う執務室の改装や物品の調達等において、仕様の内容、必要数量等について十分に精査し、発注を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達コストの削減 ・ 競争性・透明性の確保
新規情報関連システムの調達	新たに情報関連システムの開発を行う場合は、外部有識者（CIO補佐官）に意見を求め、開発業者以外でも運用業務が行えるよう発注の見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用業務における競争性の確保 ・ 競争性の確保に伴う調達コストの削減

(2) 庁費類（汎用的な物品・役務）の調達の見直し

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
事務用消耗品等の購入	共同調達の実施及び対象品目の拡大を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度は、189品目の共同調達の実施しており、平成24年度については、9品目を追加し、198品目として共同調達を行う。 ・ 調達コストの削減 ・ 調達事務の効率化

新聞、雑誌、定期刊行物等の購入の見直し	新聞、雑誌、定期刊行物等の購入を見直し、調達数量の削減を図る。	・ 調達費用を30%削減する
役務	共同調達の実施及び対象業務の拡大を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度は、2件（配送業務、クリッピング業務）の共同調達の実施しており、平成24年度については、1件（クリーニング業務）を追加し、3件の共同調達を行う。 ・ 調達コストの削減 ・ 調達事務の効率化
競り下げの試行	<p>以下の調達等において少額随意契約以外のものも含め、競り下げの試行を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ LEDライト ・ オフィス家具（テーブル付き椅子、耐震書庫等） ・ 災害用備蓄用品 ・ 放送用機器 ・ 報告書等の印刷（統計報告書等） ・ ポスターの印刷 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年度においては少額随意契約以外のものも含めて30件程度の試行を実施することとし、その結果に基づき調達コストの削減効果等について検証する

(3) 繰り返し一者応札となっている契約及び競争性のない随意契約の見直し

競争性のない随意契約については、「随意契約見直し計画」等に基づき改善を図ってきた結果、平成21年度と比して平成22年度は1割程度（407件→363件、）減少したところであり、平成24年度においても、契約委員会において競争性のない契約とすることが真にやむを得ないものであるかを審査する等により、件数及び金額を平成23年度以下に縮減することとする。

また、競争性のある契約方式としているものの、繰り返し一者応札となっている契約については、複数事業者の参入による実質的な競争性を確保するため、以下の調達改善の取組を行うこととする。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 繰り返し一者応札となっている契約 ・ 競争性のない随意契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競争参加資格要件の審査 個別の業務固有の参加要件の必要性を契約委員会で審査し、必要に応じて見直しを行う。 ・ 競争参加資格要件の緩和 上記の見直しや参加可能な競 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競争性・透明性の確保 ・ 競争性の確保に伴う調達コストの削減 ・ 競争性のない随意契約の件数及び金額を前年度以下に縮減する

	<p>争参加資格の拡大等により、要件の緩和を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期間の確保 公告時期の前倒しや公告期間を通常より延長する等して、新たに参入しようとする事業者は、事前の準備期間の確保を図る。 ・仕様の明確化 業務内容がより明確となるよう、仕様書等を見直す。 ・報告書等の積極的な開示 過去の同業務の報告書等を積極的に開示し、新たに参入を検討している事業者が容易に業務内容等が把握できるようにする。 ・競争性のない随意契約の審査 契約委員会において、随意契約とする必要性に加え、競争性の確保の余地、業務が一体不可分か（業務を分けて、一部の業務を競争性のある契約とできないか）等について事前審査を行う。また、物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会及び入札監視委員会において事後審査を行う。 	
--	--	--

○見直しの対象となる契約の件数及び金額

(上段：契約件数、下段：契約額)

年度等	競争性のある契約方式としているが 一者応札となっているもの		競争性のない 随意契約(※)
	一般競争入札 (総合評価落札 方式含む)	企画競争方式	
平成22年度	347件 6,981,275千円	40件 2,647,322千円	109件 2,142,775千円
平成23年度	321件 7,445,178千円	34件 3,015,672千円	138件 3,595,822千円
2ヶ年度に渡り状態 が継続しているもの	120件 3,825,985千円	8件 303,869千円	63件 1,468,229千円
うち政府系公益法 人が契約者となっ ているもの	46件 2,135,500千円	0件 0千円	9件 271,340千円

※初年度に複数年を前提とした契約の2年目以降の契約を除く。

個別契約毎の改善方策等については、別添様式によることとし、調達終了後検証を行うこととする。

(4) その他公共サービス改革プログラム等で提言された取組

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
競り下げの試行	<p>以下の調達等において少額随意契約以外のものも含め、競り下げの試行を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LEDライト ・オフィス家具（テーブル付き椅子、耐震書庫等） ・災害用備蓄用品 ・放送用機器 ・報告書等の印刷（統計報告書等） ・ポスターの印刷 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度においては少額随意契約以外のものも含めて30件程度の試行を実施することとし、その結果に基づき調達コストの削減効果等について検証する
出張旅費の効率化	割引やパック商品等を積極的に活用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・出張コストの削減 ・旅費の有効利用
クレジットカード決済の試行	<p>公共料金の支払い等においてクレジットカード決済の活用について試行を実施する。</p> <p>試行は、一部の地方支分部局等において先行して実施することとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務コストの削減 ・支払の一括化による事務の簡素化
人事評価への反映	行政コスト削減に関する評価項目を人事評価に追加する。	<ul style="list-style-type: none"> ・行政コスト削減に係る取り組みを適切に人事評価に反映できる評価方法の構築 ・職員（被評価者）の行政コスト削減に対する意識の向上
身近な行政コストに関する職員への周知	<p>身近な行政コスト（カラーコピーとモノクロコピーの1枚当たりの費用の対比、時間当たりの照明使用による電気料等）を省内に掲示する等して、職員に対する周知を行い、無駄なコストの発生防止を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の行政コストに対する意識の改善 ・不必要なカラーコピーや照明の使用等の防止に伴う無駄なコストの削減

2. 進捗把握・管理等

上半期終了後に契約の進捗状況等について評価することとし、また、年度終了後に計画の達成状況や調達の実施状況等について評価を行うこととする。

3. 調達の推進体制

(1) 推進体制の整備

本計画を推進するため、大臣官房会計課及び各部局の職員により構成する調達改善推進チームを以下のとおり設置する。

リーダー : 大臣官房会計課長

サブリーダー : 大臣官房会計課監査指導室長、大臣官房総務課環境情報室長

メンバー : 大臣官房会計課予算、決算、契約、支出担当課長補佐

大臣官房各課・各部局総括課庶務担当課長補佐

なお、上記以外の職員についても、必要に応じて出席させることができる。

(2) 調達改善推進チーム会合

調達改善推進チームは、年に4回程度定例会合を開催し、各四半期毎の計画の進捗状況の把握及び評価を行う。

なお、定例会合以外の会合も、必要に応じて開催することができる。

(3) 物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会及び入札監視委員会の活用

問題点の抽出、取組に関する監視、指導、助言等の観点から、外部有識者によって組織されている物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会及び入札監視委員会の意見を求める。

(4) 予算監視・効率化チーム

本計画については、予算監視・効率化チームにおいて決定することとする。また、進捗状況や評価等についての報告を行い、助言を求める。

4. その他

(1) 取組状況等の公表

計画に関する取組状況等については、ホームページにおいて公表するものとする。

(2) 計画の見直し

調達改善計画の指針の改定があった場合や計画の進捗状況等を踏まえ必要と判断される場合等には、所要の見直しを行うものとする。

(3) グリーン購入法、環境配慮契約法等への配慮

調達の改善にあたっては、グリーン購入法や環境配慮契約法等の調達に係る諸政策に十分配慮して行うこととする。

(4) 地方支分部局等の取組

地方支分部局等においては、平成24年度における環境本省での取組状況を検証し、平成25年度以降に実施する。